

〔平14.4.2〕
〔基礎小9-6〕

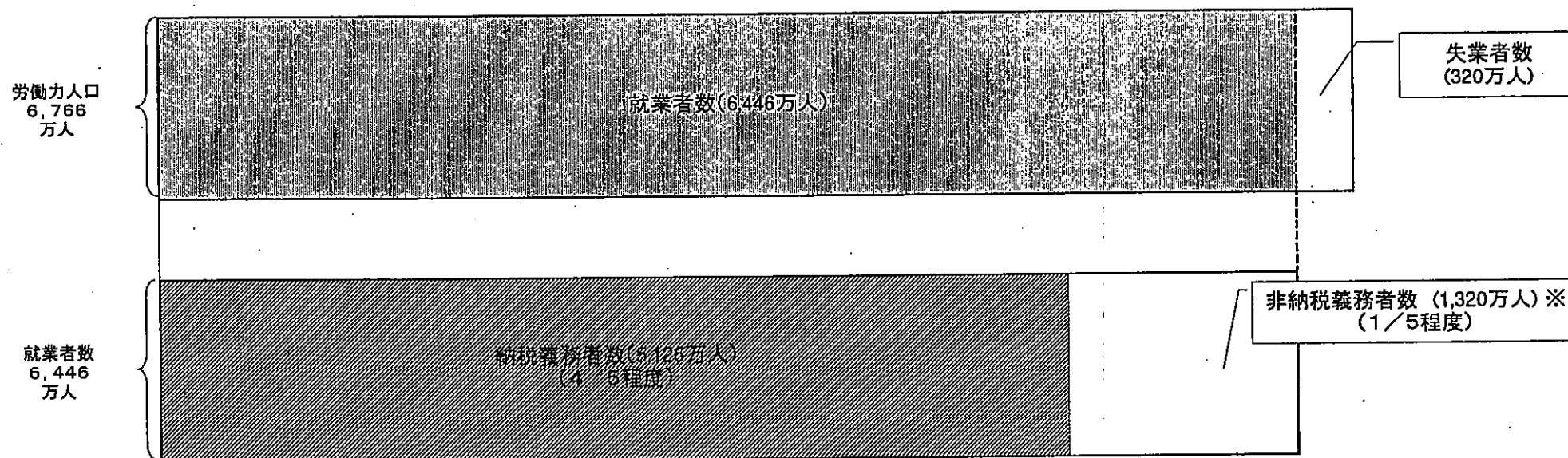
参 考 資 料

（個人住民税関係）

目 次

・ 個人住民税所得割の納税義務者数（平成13年度分）	1
・ 就業者数に占める個人住民税所得割の納税義務者数の割合の推移	2
・ 個人住民税の人的控除額の推移	3
・ 障害者控除（個人住民税）	4
・ 寡婦（寡夫）控除（個人住民税）	5
・ 勤労学生控除（個人住民税）	6
・ 雑損控除（個人住民税）	7
・ 医療費控除（個人住民税）	8
・ 小規模企業共済等掛金控除（個人住民税）	9
・ 生命保険料控除（個人住民税）	10
・ 損害保険料控除（個人住民税）	11
・ 寄附金控除（個人住民税）	12
・ 公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）	13

個人住民税所得割の納税義務者数(平成13年度分)

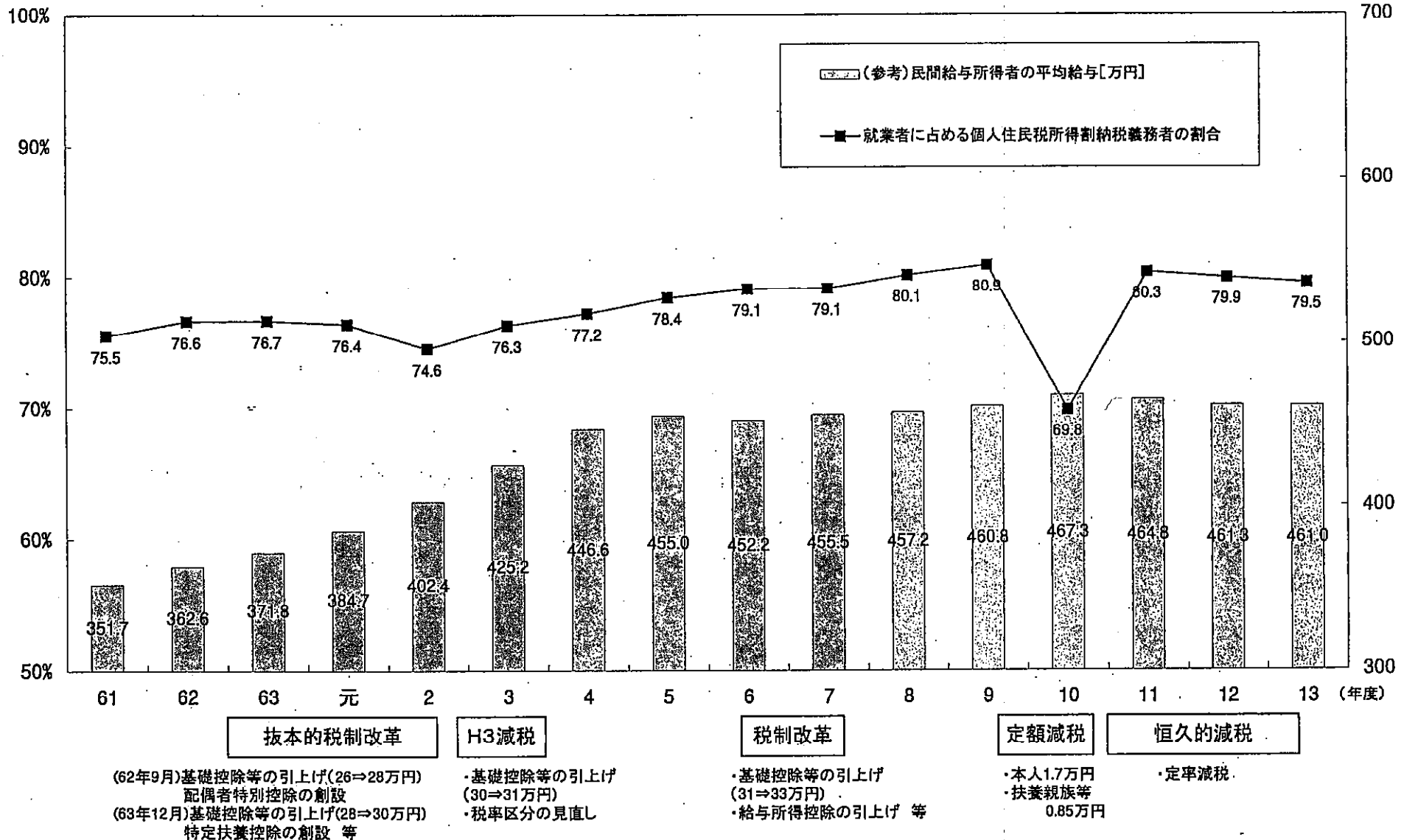


- (備考) 1. 人口、就業者数等は、「平成12年 労働力調査年報」(総務庁)による。
 2. 納税義務者数は、「平成13年度市町村税課税状況調等の調」(総務省自治税務局)による。
 3. ※印は、自治税務局推計による。

就業者数に占める個人住民税所得割の納税義務者数の割合の推移

(納税義務者割合)

(平均給与)



※ 各数値については、個人住民税の課税年度で表しているため、平均給与の額は、前年の額である。

個人住民税の人的控除額の推移

区 分	基礎控除	配偶者 控 除	老 人 配 偶 者 控 除	配 偶 者 特別控除	扶養控除	特 定 扶 養 控 除	老人扶養控除		同居特別障害者 扶養（配偶者） 控 除	障 害 者 控 除		老 年 者 控 除	寡 婦 控 除		寡夫控除	勤労学生 控 除
							一 般	同 居		一 般	特 別		一 般	特 別		
昭 和 年 度	(37年度創設)	(41年度創設)	(56年度創設)	(63年度創設)	(37年度創設)	(2年度創設)	(48年度創設)	(55年度創設)	(58年度創設)	(37年度創設)	(43年度創設)	(37年度創設)	(37年度創設)	(2年度創設)	(57年度創設)	(37年度創設)
41	10万円	8万円			4万円			(所得控除) 1千円		(所得控除) 1千円		(所得控除) 1千円	(所得控除) 1千円			(所得控除) 1千円
42	"	"			"			"		"		"	"			"
43	11	9			5			(所得控除) 6万円		(所得控除) 6万円	(創設) 8万円	(所得控除) 6万円	(所得控除) 6万円			(所得控除) 6万円
44	12	10			6			7		7	9	7	7			7
45	13	11			8			8		8	10	8	8			8
46	14	13			10					9	11	9	9			9
47	15	14			11		(創設)			10	12	10	10			10
48	16	15			12		14万円			12	14	12	12			12
49	18	18			14		16			13	16	13	13			13
50	19	19			17		19			16	19	16	16			16
51	"	"			"		"			"	"	"	"			"
52	20	20			19		20			18	20	18	18			18
53	"	"			"		"			"	"	"	"			"
54	21	21			20		21	(創設)		19	21	19	19			19
55	22	22	(創設) 23万円		22		23	26万円		21	23	21	21		(創設)	21
56	"	"	"		"		"	"		"	"	"	"			"
57	"	"	"		"		"	"	(創設) 25万円	"	"	"	"		21万円	"
58	"	"	"		"		"	"		"	"	"	"		"	"
59	26	26	27		26		27	31	30	24	26	24	24		24	24
60	"	"	"		"		"	"	"	"	"	"	"		"	"
61	"	"	"		"		"	"	34	"	"	"	"		"	"
62	"	"	"	(創設)	"		"	"	"	"	"	"	"		"	"
63	28	28	29	14万円	28		29	33	36	"	"	"	"		"	"
平 成 元 年	"	"	"	"	"	(創設)	"	"	"	"	"	48	"	(創設)	"	"
2	30	30	35	30	30	35万円	35	42	51	26	28	"	26	30万円	26	26
3	31	31	36	31	31	36	36	43	52	"	"	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"	39	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7	33	33	38	33	33	41	38	45	54	"	"	"	"	"	"	"
8	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
9	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
11	"	"	"	"	"	43	"	"	56	"	30	"	"	"	"	"
12	"	"	"	"	"	45	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
13	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
14	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(備考) 1. 昭和59年度の配偶者・扶養控除額は、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」(昭和58年法律第68号)適用(7千円加算)後の額である。
2. 平成12年度以降の特定扶養控除は、「地方税法の一部を改正する法律」(平成11年法律第15号)適用(2万円加算)後の額である。

障害者控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には、次の金額が「障害者控除」として所得控除できる。

- | | |
|--------------------------|------|
| ① 一般の障害者の場合 1 人につき | 26万円 |
| ② 特別障害者の場合 1 人につき | 30万円 |

（注 1）障害者の範囲

- (イ) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保険指定医の判定により知的障害者とされた者
- (ロ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ハ) 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (ニ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (ホ) 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている者
- (ヘ) 以上に掲げる者の他、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (ト) 以上の他、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が(イ)又は(ハ)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

（注 2）特別障害者の範囲

- (a) 上記(イ)により障害者とされる者のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者及び重度の知的障害者と判定された者
- (b) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている者
- (c) 身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者

- (d) 戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までである者と記載されている者
- (e) 上記(ホ)又は(ハ)により障害者とされる者
- (f) 上記(ト)の者のうち、(a)又は(c)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

2 障害者控除の沿革

区分	障害者控除		特別障害者控除	
	(昭和37年度創設)		(昭和43年度創設)	
昭和37年度	税額控除	1,000円	所得控除	8万円
昭和43年度	所得控除	6万円		
昭和44年度	"	7万円	"	9万円
昭和45年度	"	8万円	"	10万円
昭和46年度	"	9万円	"	11万円
昭和47年度	"	10万円	"	12万円
昭和48年度	"	12万円	"	14万円
昭和49年度	"	13万円	"	16万円
昭和50年度	"	16万円	"	19万円
昭和52年度	"	18万円	"	20万円
昭和54年度	"	19万円	"	21万円
昭和55年度	"	21万円	"	23万円
昭和59年度	"	24万円	"	26万円
平成2年度	"	26万円	"	28万円
平成11年度	"	26万円	"	30万円

（注） 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

寡婦（寡夫）控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

① 通常の場合	26万円
② 特別加算の場合	30万円 (4万円加算)

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

		寡 婦 の 要 件		寡夫の要件
		通常の場合	特別加算の場合	
共 通		・ 老年者に該当しないこと ・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと 又は生死不明の場合		
○ 扶養親族 がいる場合		・ 扶養親族を有 すること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年間所得が 500万円以下で あること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年間所得が 500万円以下 であること
○ 扶養 親族が いない 場合	死別	・ 年間所得が 500万円以下 であること		
	離婚			

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

区分	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除
	通常の場合	特例加算の場合	
昭和37年度	(昭和37年度創設) 税額控除 1,000円		
昭和43年度	所得控除 6万円		
昭和44年度	〃 7万円		
昭和45年度	〃 8万円		
昭和46年度	〃 9万円		
昭和47年度	〃 10万円		
昭和48年度	〃 12万円		
昭和49年度	〃 13万円		
昭和50年度	〃 16万円		
昭和52年度	〃 18万円		
昭和54年度	〃 19万円		
昭和55年度	〃 21万円		(昭和57年度創設) 所得控除 21万円
昭和57年度	〃 21万円		
昭和59年度	〃 24万円	(平成2年度創設) 所得控除 30万円	〃 24万円
平成2年度	〃 26万円		〃 26万円

(注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

勤労学生控除（個人住民税）

1 制度の概要

本人が勤労学生に該当する場合には、26万円を「勤労学生控除」として所得控除できる。

（注）勤労学生の範囲

次の(1)～(3)に該当する者で、自己の給与所得等があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- (2) 専修学校、各種学校の生徒で以下の課程を履修する者

専修学校、各種学校の範囲

国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、労働福祉事業団、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、公益法人、農業協同組合連合会、医療法人の設置したもの

① 専修学校の高等課程及び専門課程の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間1年以上
- ・ 1年の授業時間数が800時間以上（夜間その他特別な時間において授業を行う場合は1年450時間以上かつ修業期間を通じて800時間以上）
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

② 専修学校の一般課程、各種学校の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間（普通科、専攻科等の区別された各課程の修業期間が1年以上であって一の課程が他の課程に継続する場合はこれらを通算した期間）が2年以上
- ・ 1年の授業時間数（普通科、専攻科等の区別された課程がある場合、各課程の授業時間数）が680時間以上
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

(3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で以下の課程を履修する者

上記専修学校の一般課程、各種学校と同じ内容

2 勤労学生控除の沿革

区 分	勤労学生控除額	区 分	勤労学生控除額
	(昭和37年度創設)		
昭和37年度	税額控除 1,000円	昭和49年度	所得控除 13万円
昭和43年度	所得控除 6万円	昭和50年度	〃 16万円
昭和44年度	〃 7万円	昭和52年度	〃 18万円
昭和45年度	〃 8万円	昭和54年度	〃 19万円
昭和46年度	〃 9万円	昭和55年度	〃 21万円
昭和47年度	〃 10万円	昭和59年度	〃 24万円
昭和48年度	〃 12万円	平成2年度	〃 26万円

（注）1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

雑損控除（個人住民税）

1 制度の概要

住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合には、次の金額が「雑損控除」として所得控除できる。

（ —— 適用下限額）

次のいずれか多い方の金額

- ① $(\text{災害損失の額} + \text{災害関連支出の金額}) - \text{年間所得金額} \times 10\%$
- ② 災害関連支出の金額 - 5万円

（注）災害関連支出の範囲

- (イ) 損壊等した住宅家財等の取壊し、除去等のための支出
- (ロ) 災害がやんだ日の翌日から1年以内にした次に掲げる支出
 - ・ 災害によって生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ・ 住宅家財等の使用可能な原状回復のための支出
 - ・ 住宅家財等の損壊等を防止するための支出
- (ハ) 災害によって住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに生ずるおそれがあると見込まれる場合における被害の拡大、発生を防止するため緊急に必要な措置のための支出

2 雑損控除の沿革

年 度	適 用 下 限 額
昭和37年度	(昭和37年度創設) 年間所得金額×10%
昭和57年度	次のいずれか低い方の金額 ①災害関連支出 …… 5万円 ②その他 …… 年間所得金額×10%

（注）1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

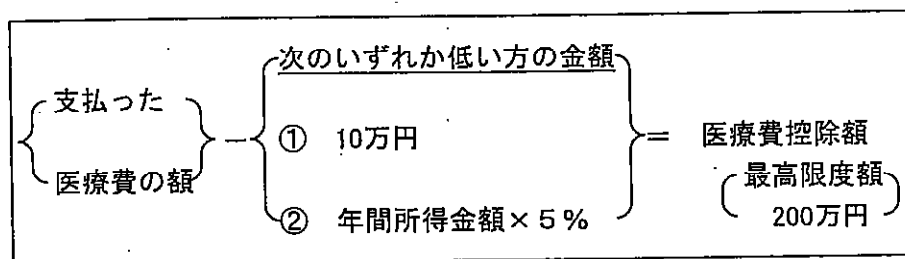
2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

医療費控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の金額が「医療費控除」として所得控除できる。

（ —— 適用下限額）



（注）控除対象とされる医療費の範囲（地税令7の14、48の7）

- (イ) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- (ロ) 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- (ハ) 病院、診療所、指定介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- (ニ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価
- (ホ) 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価
- (ヘ) 助産師による分娩の介助の対価

2 医療費控除の沿革

区 分	医 療 費 控 除	
	適 用 下 限 額	最 高 限 度 額
昭和37年度	（昭和37年度創設） 年間所得金額×5%	15万円
昭和45年度	〃	30万円
昭和46年度	次のいずれか低い方の金額 （①10万円 ②年間所得金額×5%	100万円
昭和51年度	次のいずれか低い方の金額 （①5万円 ②年間所得金額×5%	200万円
平成元年度	次のいずれか低い方の金額 （①10万円 ②年間所得金額×5%	〃

（注）1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

小規模企業共済等掛金控除（個人住民税）

制度の概要

次に掲げる掛金を支払った場合には、その支払った金額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できる。

支払った次の掛金の全額

- ① 小規模企業共済法に基づく共済契約の掛金
- ② 確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金
- ③ 心身障害者扶養共済制度に基づく共済契約の掛金

（参考１）小規模企業共済法に基づく共済契約の概要

１．加入資格

- (1) 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業の場合5人以下）の個人事業者
- (2) 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業の場合5人以下）の会社の役員
- (3) 特別の法律によって設立された中小企業団体（企業組合、協業組合等に限る。）の一定の役員

２．掛金限度額

掛金の最高限度額は、月額7万円（年額84万円）

３．共済事由

- (1) 事業の廃止（個人事業主の死亡等を含む。）
- (2) 会社役員の疾病又は死亡による退職（任意退職を除く。）
- (3) 老齢給付（65歳以上で掛金払込期間が15年以上の場合に限る。）

４．共済金等の課税の扱い

共済金及び中途解約による解約手当金のうち年齢65歳以上又は掛金払込期間が15年以上の者が受ける解約手当金は退職所得課税（その他の解約手当金は一時所得課税）、但し分割共済金については、公的年金等に係る雑所得課税

（参考２）確定拠出年金法に基づく個人型年金の概要

１．加入資格

- (1) 自営業者等（国民年金の第一号被保険者）
- (2) 企業の従業員（企業型年金加入者、厚生年金基金の加入者等を除く。）

２．拠出限度額

上記１．(1)の者 年81万6千円（月6万8千円）

上記１．(2)の者 年18万円（月1万5千円）

３．給付金の課税の扱い

老齢給付金（年金は公的年金等控除適用、一時金は退職所得課税適用）、障害給付金は非課税、死亡一時金はみなし相続財産

（参考３）心身障害者扶養共済制度の概要

地方公共団体の条例において精神又は身体に障害のある者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、当該地方公共団体が心身障害者の扶養のため給付金を定期的に支給することを定めている制度である。

なお、心身障害者が受ける給付金（脱退一時金を除く。）は、個人住民税が非課税とされる。

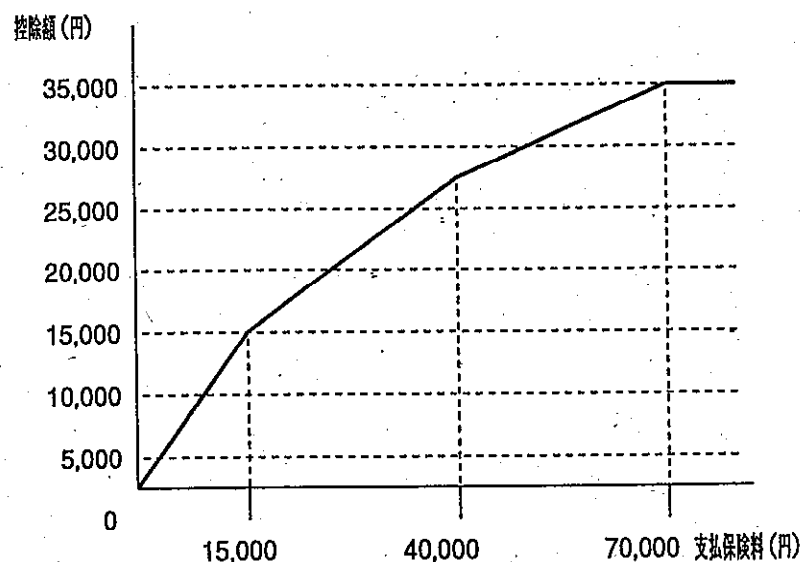
生命保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高35,000円まで「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高35,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。

支払保険料と所得控除額との関係



2 控除対象とされる生命保険料に係る契約の範囲

- (1) 生命保険契約等 次に掲げる契約のうち、その契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料の払込者又はその親族とするもの

- ①生命保険会社等の締結した生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの（期間5年未満のもの等を除く）
- ②簡易生命保険契約、農業協同組合の締結した生命共済契約等
- ③生命保険会社等又は損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、病院等に入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金が支払われるもの

- (2) 個人年金保険契約等 上記①及び②の契約（年金を給付する定めのあるものに限る）のうち、(a) 年金の受取人は保険料の払込者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること、(b) 保険料の払込みが年金支払前に10年以上定期で行うものであること、(c) 年金の支払は、受取人が60歳になった日以後であって、10年以上又は終身で行われるものであること、という要件の定めのあるもの

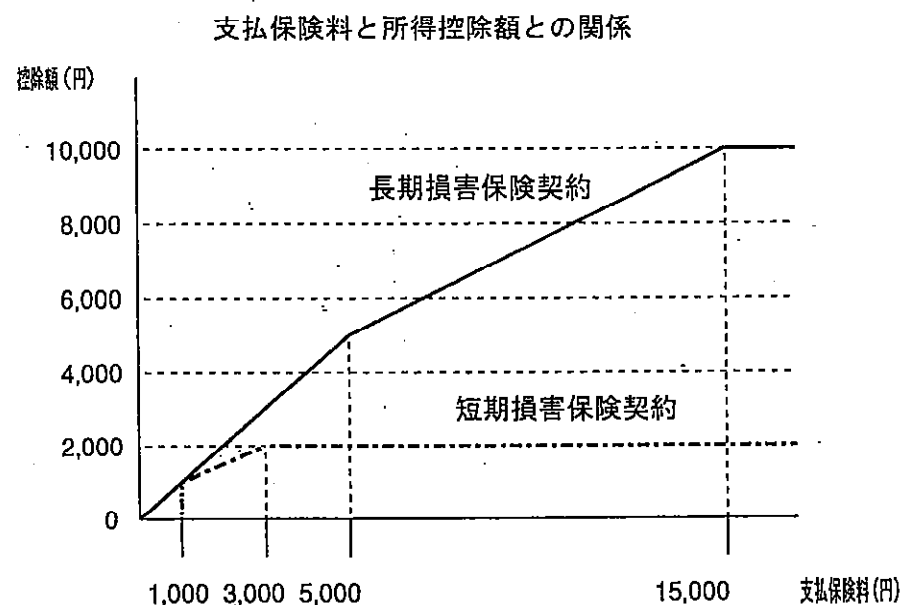
3 生命保険料控除の沿革

区 分	生命保険料控除 (昭和37年度創設)	個人年金保険料控除 (昭和60年度別枠控除創設)
昭和37年度	所得控除 最高22,500円	
43年度	所得控除 最高25,000円	
46年度	所得控除 最高27,500円	
50年度	所得控除 最高35,000円	
60年度	所得控除 最高35,000円	所得控除 最高 3,500円
平成3年度	〃	所得控除 最高35,000円

損害保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高 2,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



（備考）長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

2 控除対象とされる損害保険料の範囲

納税者若しくは納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋（常時その居住の用に供するもの）などを保険等の目的とする損害保険契約等、これらの者の身体の傷害に基因して保険金等が支払われる損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害又は疾病により病院等に入院して医療費を支払ったことなどに基因して共済金が支払われる損害保険契約等で次に掲げる損害保険契約等に係る保険料又は掛金

- （イ） 損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補するもの
- （ロ） 農業協同組合又は消費生活協同組合連合会等の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約
- （ハ） 損害保険会社等又は生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金支払われる保険契約

3 損害保険料控除の沿革（創設 平成3年度）

区 分	控 除 限 度 額	
	短 期	長 期
平成3年度	2,000円	10,000円

寄附金控除（個人住民税）

1 制度の概要

以下の寄附金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金
- ③ 住所地の都道府県内の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金

$$\begin{array}{l} \text{寄附金} \\ \text{控除額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 対象寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right] - 10\text{万円}$$

2 寄附金控除の沿革

区 分	寄附金控除の対象寄附金
平成2年度	（平成2年度創設） 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金 住所地の都道府県内の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
平成4年度	
平成6年度	

（参考）地方法人課税

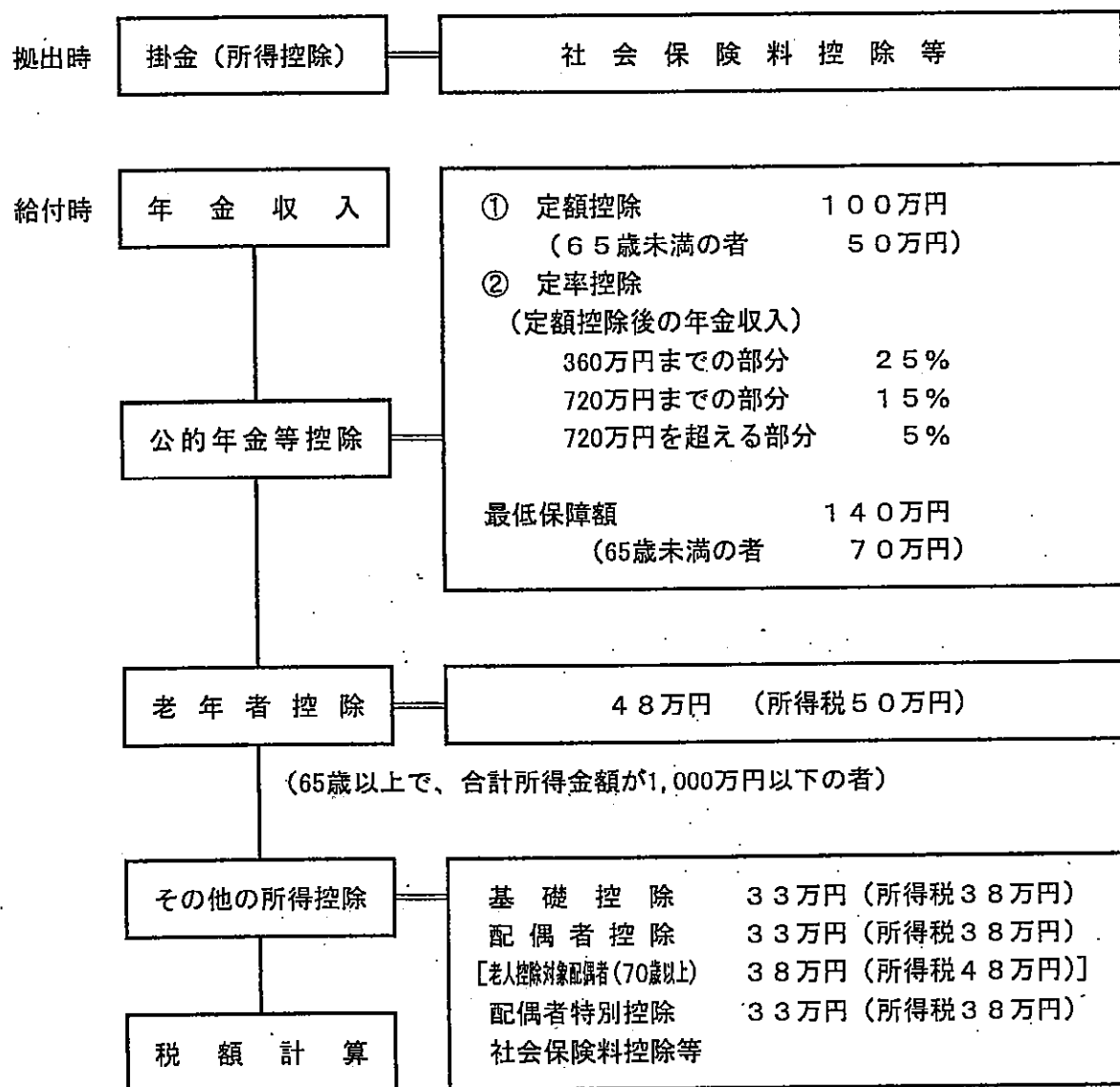
○ 住民税法人税割

法人税額を課税標準としているので、法人税で損金算入されていれば法人税割でも同じ扱いとなる。

○ 法人事業税

法人所得を課税標準とする場合は、「法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する」（地方税法第72条の14）こととされているので、寄附金の取扱いについても、法人税の取扱いに準ずることとなる。

公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）



(参考) 課税最低限・老年者等非課税限度額の比較

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	課税最低限 2,288千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,156千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,227千円 老年者等非課税限度額 2,666千円
公的年金受給者 (65歳未満)	課税最低限 1,071千円	課税最低限 1,967千円	課税最低限 2,039千円
給与所得者	課税最低限 1,088千円	課税最低限 1,950千円	